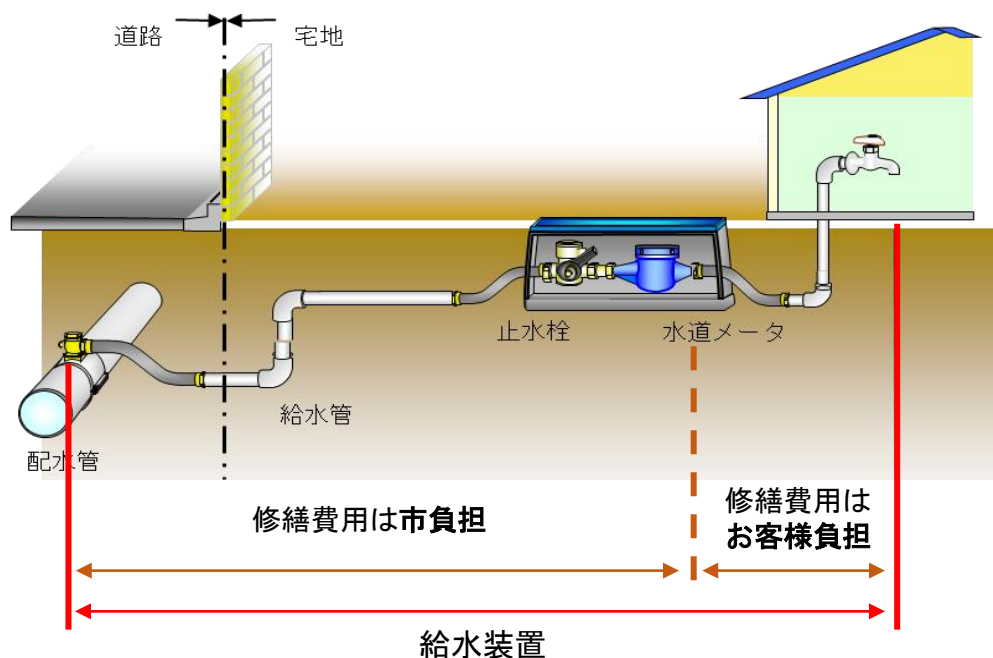


給水装置の漏水修繕にかかる費用負担について



- 給水装置（本管から先の管）はお客様の財産です。新設・改造・撤去・修繕費用等は原則お客様のご負担となります。ただし、漏水修繕費用においては早急な対応が求められることなどを理由に以下のように取り扱っています。
- 宇城市の給水装置の費用負担についてメーターを基準に
メーターから本管側が市の負担
メーターから宅地側がお客様負担となっています

修繕業者の皆様へ

- 上記費用負担の関係から、メーターから本管側の修繕を行う際には、宇城市上下水道課水道施設係まで着工前にご一報いただきますようお願いいたします。なお、事前の連絡がない場合や修繕写真等が揃っていない場合は支払ができない恐れがありますのでご注意ください。
- メーターから本管側の修繕を完了した場合は以下をご提出ください。
 - 修繕写真（施工前、修繕中、修繕完了がわかる写真）
 - 請求書
- ご不明な点等ございましたら右の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

問い合わせ先

宇城市上下水道課 水道施設係
 TEL 0964-32-1691